

グリーンガードのご案内

傷害総合保険、新・団体医療保険(医療タイプ・がんタイプ)※

※医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険

オススメ**弁護のちから**

コロナ禍での生活や新たなサービス利用における
日常の法的トラブル解決も支援します!



グリーンガードご加入の皆さまへ

**退職しても
ご継続
いただけます!**

**地震・津波などの天災によりケガを
された場合でも補償されます!**

(天災危険補償特約セット・B・C・Z・D・D-1型)

**割安な保険料
(団体割引20%!)**

**退職後も
ご加入OK!!**

**ご家族のみの
ご加入もOK!!**

**中途加入も
OK!!**

■加入対象者■

- ・加入者となれる方 ⇒ 静岡市職員互助会正会員および準会員の方(臨時職員・パート職員を除きます。)
- ・被保険者となれる方 ⇒ 本人・配偶者・子供・両親・兄弟姉妹(別居の方も可)および同居親族の方

■保険期間 令和4年3月20日午後4時から1年間**■給与控除期間** 令和4年5月(1回目)から令和5年4月(12回目)まで**申込締切日 令和4年1月14日(金)****静岡市職員互助会**

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社
取扱幹事代理店 静鉄保険サービス株式会社



グリーンガードラインナップ(補償一覧)

月払のみ

*1 Y型・Z型の同時加入はできません。またY型・Z型は複数口加入ができません。
 *2 D-1型・D-2型の同時加入はできません。またD-1型・D-2型は複数口加入ができません。

	タイプ	型	保険料	特長	口数	インデックス
基本補償	傷害	交通傷害型	S型	150円/月	保険料を節約しながら交通事故のケガに備えられる	詳細は5-6Pへ 1名様 3口まで (同型の複数加入も 可能です)*1*2
			A型	560円/月	補償を充実させて交通事故のケガに備えられる	
			B型	650円/月	交通事故と地震のケガに備えられる	
	普通傷害型	自転車プラン	Y型 ※1	420円/月	交通事故での自分のケガと相手への賠償責任に備える	
			Z型 ※1	2,220円/月	ケガ全般と相手への賠償責任に備える	
		C型	1,840円/月	地震も含めケガ全般に備えられる		
	医療	ケガ・病気対応型	D型	年齢別	ケガと病気に備えられる	
			D-1型 ※2	年齢別	ケガと病気と三大疾病・先進医療に備えられる	
		病気対応型	D-2型 ※2	年齢別	病気と三大疾病・先進医療に備えられる	
がん	がん対応型	E型	年齢別	がんに備えられる	別枠で3口まで	

	タイプ	型	保険料	特長	口数	インデックス
オプション	日常生活賠償プラン	PA型	140円/月	日常の賠償事故に備えられる	1名様 1口まで 詳細は9-10Pへ	
	アクティブプラン	GA	720円/月	ゴルフのホールインワンとアルバトロスと 用品損害に備えられる		
		GB	860円/月	GA型+日常の賠償事故に備えたい		
	家財プラン	KA	1,510円/月	借家：大家さんへの賠償と家財の事故に備えられる		
		KB	1,650円/月	KA型+日常の賠償事故にも備えられる		
		KC	1,250円/月	持家：家財の事故だけに備えられる		
		KD	1,390円/月	KC型+日常生活の賠償にも備えられる		
		BG①	690円/月	様々なトラブルに備えられる（※弁護士費用等をサポート）		
		BG②				

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財プランを希望される方は基本補償の S~ D-1(D-2,E
は除きます。)、弁護のちからプランは基本補償のいずれかにご加入が必要です。

傷害補償6タイプ (保険期間1年、団体割引 20%)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規・ご継続の場合も、3口までが限度です。

※Y型・Z型の同時加入はできません。また、Y型・Z型は複数加入ができません。

交通傷害タイプ

[傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約セット)]

交通事故に備えたい
地震の補償は不要

地震の補償も必要
(天災危険補償特約セット)

交通傷害



交通傷害(天災危険補償)



**保険料
節約プラン**

**補償充実
プラン**

型別の保険金額と保険料(1口あたり)

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
S	88万円	2,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術にかぎります。	1,000円 (90日限度)	150円
A	369.5万円	6,000円 (1,000日限度)		3,500円 (90日限度)	560円

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
B	174万円	7,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術にかぎります。	4,000円 (90日限度)	650円

普通傷害タイプ

[傷害総合保険(天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約セット)]

ケガ全般に備えたい
(地震時も補償)

普通傷害(天災危険補償)



型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
C					4,000円 (90日限度) 1,840円

自転車プラン

交通事故での自分のケガと相手への
賠償責任に備える

ケガ全般と相手への賠償責任に備える

交通傷害+個人賠償



**個人 賠償は
家族 全員補償**

※詳細はP9 P10をご確認下さい。

普通傷害+個人賠償



型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償限度額	月払保険料
Y	100万円	3,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術にかぎります。	1,800円 (90日限度)	3億円*	420円

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償限度額	月払保険料
Z	110万円	8,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術にかぎります。	5,000円 (90日限度)	3億円*	2,220円

さらに充実、オプションプラン。

(保険期間1年、団体割引
20%)

個人賠償はご家族中のお1人が加入すれば被保険者は次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。(重複加入の必要はありません。)(例)本人が加入すれば、妻・下宿中の大学生の長男・同居の高校生の長女は被保険者になります。別居の両親は被保険者とはなりません。

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財オプションにご加入される場合は基本補償の、S・A・B・Y・Z・C・D・D-1のいずれかにご加入ください。

弁護のちからプランにご加入される場合は基本補償のいずれかにご加入ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

日常生活賠償プラン

日常生活の賠償事故に備えたい



型名	補償内容	月払保険料
PA	個人賠償 限度額 1億円	140円

アクティブプラン

ゴルフの事故に備えたい
ホールインワン・アルバトロスと用品損害だけ
日常生活の賠償事故とセット



GA	ホールインワン・アルバトロス費用 60万円 携行品損害 30万円 (自己負担額1事故3千円)	720円
GB	ホールインワン・アルバトロス費用 60万円 携行品損害 30万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 限度額 1億円	860円

家財プラン

借家
家主さんへの賠償と家財の事故
日常生活の賠償とセットする



KA	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 借家人賠償 1,000万円 修理費用 100万円 (自己負担額1事故3千円)	1,510円
----	---	--------

持家
家財の事故だけに備える

家財の事故に加えて日常生活の賠償もセットする



KB	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 借家人賠償 1,000万円 修理費用 100万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 限度額 1億円	1,650円
----	---	--------



KC	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円)	1,250円
----	------------------------------	--------

弁護のちからプラン

被害事故に関するトラブル
人格権侵害に関するトラブル

借地または借家に関するトラブル

遺産相続に関するトラブル
離婚に関するトラブル



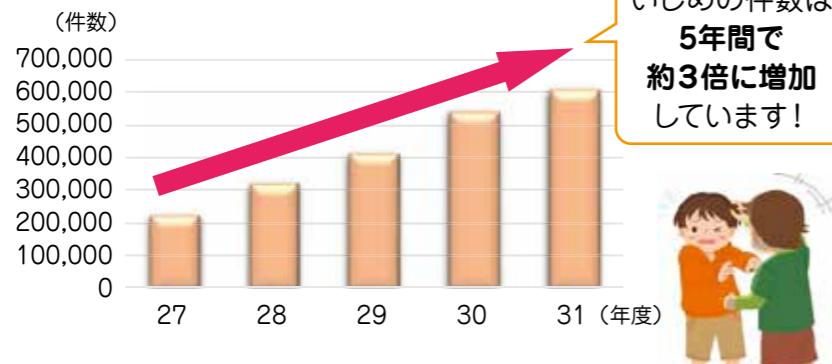
BG①(医療タイプ) (D-D1-D2-Eにご加入の方)	法律相談費用 通算 10万円限度(自己負担額 1千円)	690円
BG②(傷害タイプ) (S-A-B-Y-Z-Cにご加入の方)	弁護士委任費用 通算 300万円限度(自己負担割合10%)	

※傷害タイプと医療タイプ両方にご加入の方はBG②をご選択ください。

あなたの日常にも潜んでいます! 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

子どものいじめ

いじめの認知(発生)件数の推移



出典:令和元年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

子どもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応をしてくれない

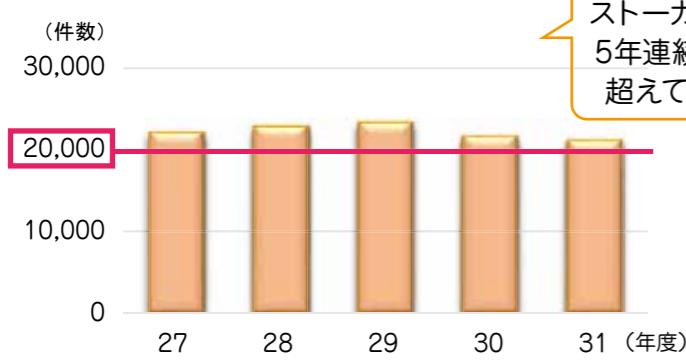
相手の親と
うまく話せるか不安…



もし私たちのちからになってくれるものがあつたら…

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



出典:警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

昔の交際相手から
ストーカー行為を
されている

自分で相手を前にして
話すのはこわい…

どうしたらいいかわからず
パニックになってしまいそう

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1

あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起きたことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

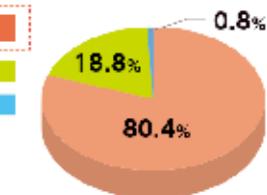
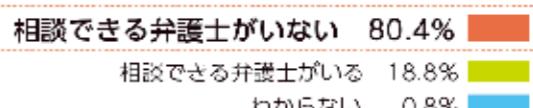
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q.2

法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がない」という方が多いのが現状です。



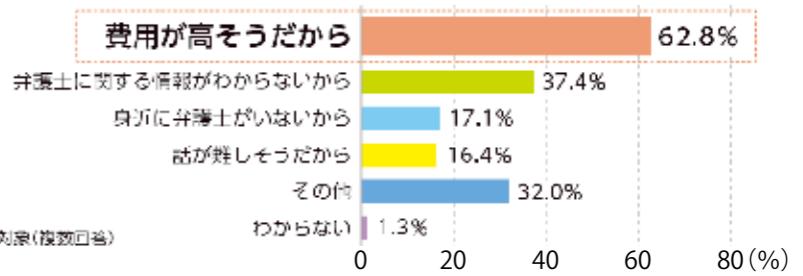
Q.3

弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)



みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたのちからになります!



◆新規加入のお手続き

■商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットまたは団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等各種特約をセットしたものです。

■保険契約者:静岡市職員互助会

■保険期間:令和4年3月20日午後4時から1年間となります。保険期間の中途中でご加入される場合は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月20日(20日過ぎの受付分は翌々月20日)から令和5年3月20日午後4時までとなります。

■申込締切日:令和4年1月14日 *中途加入の場合は毎月20日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:静岡市職員互助会の正会員および準会員(臨時職員・パート職員を除きます。)

●被保険者:静岡市職員互助会の正会員・準会員またはその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族、D・D-1・D-2・E型については新規継続ともに満69歳までの方)を被保険者としてご加入いただけます。

また、弁護士費用補償のあるプランに加入される場合は未成年者を除きます。※被保険者本人のみが保険の対象となります。

●保険料お支払方法:令和4年5月給与から毎月控除となります(12回払)。 *中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。

●お手続方法:添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の互助会または静鉄保険サービスまでご付ください。

(注)傷害総合保険の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返り金・契約者配当金:この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

◆中途加入をご希望の場合

保険期間中でも「グリーンガード」のご加入は可能です。

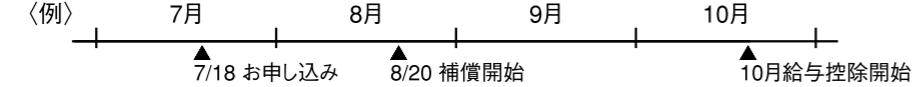
●申込手続き:静鉄保険サービスにお申し出ください。(手続き書類等をご案内します。)

●加入対象者:静岡市職員互助会の正会員および準会員(臨時職員・パート職員除く)

●被保険者:静岡市職員互助会の正会員・準会員またはその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族、D・D-1・D-2・E型については新規継続ともに満69歳までの方)を被保険者としてご加入いただけます。

*被保険者本人のみが保険の対象となります。

●保険期間について:お申込み月(毎月20日締め切り)の翌月20日から補償開始～翌年3月20日まで



●保険料お支払い方法:保険期間開始月の2か月後の給与から毎月控除します。

※加入依頼書が複数枚ある方はすべてご提出ください。お客さま控えはお手元にて保管ください。

加入依頼書記載例（継続）

申込日を記入	申込日 3月12日	
職場名・所属コード:職員番号を記入		
職場名 シズオカ タロウ 090-1234-XXXX		
所属コード 1-1 1000234567		
職員番号 1-23456		
職員番号を記入		
書類をご提出される際には必ずご記入ください		
4,710 円770		
合計保険料は必ず記入する（ページごとに）		
今年ご加入されないプランは二重線で抹消		
昨年通りでご加入の方は、申込書の提出は不要です。		
タブを変更される場合はフリーコースにマルをして型名・口数・保険料を記入		
おすすめコース欄には記入しないでください		
医療・がんタイプに新規加入の場合は別途告知書を記入		
補償対象外に対する疾病に記載する方		
記載時に補償対象外とする疾患群が完治したから1年以上経過している場合は、継続契約の保険料は引き受けられません。ただし、被保険者の年齢や保険料によっては特定疾患等対象外保険料を削除できる場合があります。また、保険期間の途中での削除はできません。削除をご希望の場合は「健康状況欄に記入」		
2枚目以降（被保険者4名以上）になる場合にはマルをして捺印		

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)		
[傷害事故以外(オプションプラン)について]		
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品 損害 (国内外補償) (注)	<p>前ページより続きます。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p>など</p>	<p>前ページより続きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ^(※1)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>
物の損害の補償 住宅内生活用動産 (国内のみ補償) (注)	<p>【①損害保険】</p> <p>住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時ににおいて保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注)保険の対象が貴金属、宝石または宝石もしくは書画、骨どう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>【②臨時費用保険】</p> <p>①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>【③残存物取つけ費用保険】</p> <p>①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取つけ費用に対し、残存物取つけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取つけ費用の額をお支払いします。</p> <p>【④失火見舞費用保険】</p> <p>保険の対象または保険の対象を収容する建物^(※1)から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯^(※2)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額^(※3)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1)日本国内にかぎります。</p> <p>(※2)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時ににおいて保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p>など</p>	<p>個人賠償責任(国内外補償) (注)</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥欠陥</p> <p>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故</p> <p>⑩置き忘れ^(※1)または紛失</p> <p>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>
個人賠償責任(国内外補償) (注)		
賠償責任の補償 借家人賠償 (国内のみ補償) (注)		<p>日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人</p> <p>②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。</p>
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
保険をお支払いできない主な場合		

幹事取扱代理店 静鉄保険サービス株式会社

TEL 0120-803-130 (054-653-5007) FAX 054-653-5068 〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3静鉄日出町ビル2F

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(非幹事取扱代理店 有限会社アスカラライフ)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

幹事引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

<契約関係> 静岡法人営業部静岡法人支社

TEL054-254-2411 FAX054-251-7824

〒420-0031 静岡市葵区吳服町1-1-2 静岡吳服町スクエア3F

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

<事故関係> 静岡火災新種保険金サービス課

TEL054-254-1291 FAX054-254-3529

〒420-0031 静岡市葵区吳服町1-1-2 静岡吳服町スクエア10F

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(非幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター[ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しく述べは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縛結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、「傷害総合保険」、「医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険」、「医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険」、「医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただけます。損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、保険始期を1か月以上経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

お申し込み手続き等について



新規加入

ご契約内容変更有
(脱退を含みます。)

1/14まで

加入依頼書を
互助会に提出

3/20まで

加入者証お届け
補償開始
令和4年3月20日
午後4時

5月給与

第1回目
給与控除開始
(翌年4月まで控除します。)

同等条件で継続

※加入依頼書提出不要

加入依頼書のご記入

記載例(16~18ページ)に従って、加入依頼書に必要事項を記入(継続の方は打ち出された加入依頼書の内容をご確認・訂正)、ご捺印ください。S・A・B・C・D・Y・Z・D-1・D-2型は合計で3口限度(Y・Z・D-1・D-2はいずれか1口限度)。E型は別枠で3口までご加入いただけます。

団体総合保険の医療タイプ・がんタイプに新規ご加入・増額の場合は記載例(18ページ)に従って、告知書に必要事項をご記入ください。

告知の大切さについてのご説明

○告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままにご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。

「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

加入依頼書のご提出

ご記入いただいた加入依頼書を、互助会または静鉄保険サービスまでお送りください。前年と同等条件で継続加入される場合は、加入依頼書の提出は不要です。

加入者証のお届け

加入者証は、加入依頼書記載の職場にお届けします。記載内容に誤りがあった場合は、互助会または取扱代理店までお申し出ください。

保険料のお支払

保険料は5月から毎月給与控除させていただきます(最終回分が翌年4月)。

中途加入について

中途加入は随時受け付けます。ご希望者には、中途加入専用の加入依頼書を互助会からお送りしますので、必要事項を記入して互助会にご提出ください。毎月20日までに互助会に到着したものについては翌月20日から補償が開始し、保険料は補償開始の2か月後から毎月給与控除させていただきます。



解約について

解約のご連絡を受け付けた後、取扱代理店が手続きに伺います。解約日はご連絡を受けた月の翌月20日となります。
(未払込保険料を集金させていただく場合があります。)